

帯広市教育基本計画(骨子)

(令和2年度～令和11年度)

令和元年8月28日
建設文教委員会提出資料

1. 帯広市教育基本計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市における教育の目標とその達成に向けた基本的な方向性を明らかにし、施策の着実な推進をはかるため、平成22年3月に「帯広市教育基本計画」(以下「現計画」という。)を策定しました。

現計画は、令和2年3月末をもって計画期間が終了することから、今後の目指すべき方向性を示すとともに、市民と行政による協働の取り組みを推進するため、新たな計画を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

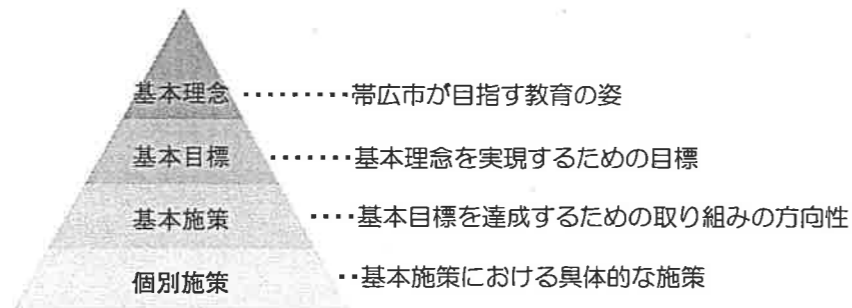
- 教育基本法第17条第2項に規定される、教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- 帯広市の教育・文化・スポーツに関する基本的な計画
- 第七期帯広市総合計画の分野計画

(3) 計画の範囲

本市における教育・文化・スポーツに関する事項とし、教育委員会が所管するすべての施策を計画の範囲とします。

(4) 計画の構成

「基本理念」、「基本目標」、「基本施策」、「個別施策」で構成します。



(5) 計画の期間

計画の期間は、2020(令和2)年度から2029(令和11)年度までの10年間とします。なお、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

2. 教育を取り巻く社会情勢

- (1) 人口減少・少子高齢化の進展
- (2) 急速な技術革新
- (3) グローバル化の進展
- (4) 地域のつながりの希薄化
- (5) 働き方やライフスタイルの変化

3. 基本理念

人工知能をはじめとする急速な技術革新やグローバル化の進展など、社会の変化が加速度を増す中で、一人ひとりが主体的に判断し、多様な価値観を有する人と協働して、自らの人生や社会をよりよくするために必要な、資質・能力の育成が求められています。また、人生100年時代の到来に向けて、生涯における学びを通して人や地域とのつながりを深め、知識や技能を生かして誰もが活躍できる地域社会の実現が求められています。

こうした背景を踏まえ、本市がこれまで進めてきた、生まれ育った地域を基盤とする自立した人づくりや人や地域とのつながりづくりに、引き続き取り組む必要があることから、現計画の基本理念を継承することとします。

<基本理念>

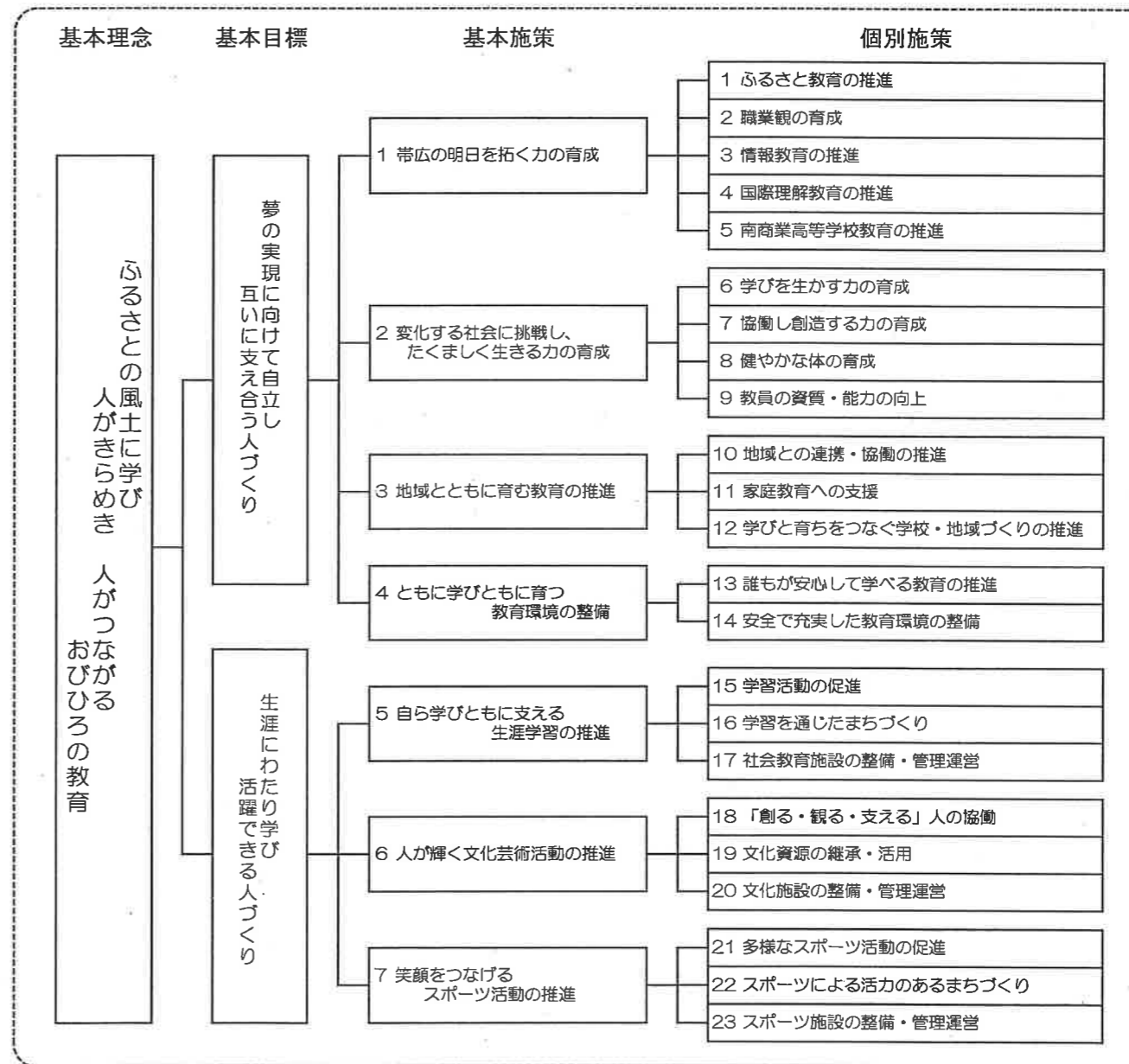
ふるさとの風土に学び 人がきらめき 人がつながる おびひろの教育

4. 基本目標の考え方と施策の体系

(1) 基本目標の考え方

基本理念の実現を目指し、学びの主体となる「人」の成長過程に視点を当て、学校教育と社会教育が相互に関わる青少年期までと、社会教育が中心に関わる成人期以降の2つの期間に区分し、それぞれ基本目標を定めます。

(2) 施策体系のイメージ



(3) 施策の推進

個別施策ごとに、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの立場から取り組む共通の目標として「めざす姿」を定めます。また、施策の推進状況を示す目安となる「成果指標」を設定し、毎年度、施策の取り組み内容の把握と併せて、進捗状況の点検・評価を行い、議会に報告します。また、教育委員会以外の部課が所管する関連施策とも連携を図りながら推進します。

5. 計画策定スケジュール

- 令和元年 8月 建設文教委員会へ骨子の報告
- 令和元年 11月 建設文教委員会へ原案の報告
- 令和元年 12月 パブリックコメント(原案)
- 令和2年 2月 建設文教委員会へ案の報告
- 令和2年 3月 教育委員会会議において決定